

政令番号235 臭素酸の水溶性塩

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」（平成27年度）

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

都道府県コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・移動量合計
		大気への排出	水域への排出	土壌への排出・所内埋立	排出量合計	下水道への移動量	廃棄物搬出	移動量合計	
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県								
8	茨城県								
9	栃木県								
10	群馬県								
11	埼玉県					2.1E+3	2.5E+3	4,585.5	4,585.5
12	千葉県					8.2E+0		8.2	8.2
13	東京都								
14	神奈川県					1.8E+4	1.1E+1	18,011.2	18,011.2
15	新潟県								
16	富山県								
17	石川県								
18	福井県					1.1E+0	1.6E+0	2.7	2.7
19	山梨県								
20	長野県								
21	岐阜県					1.8E+2		180.0	180.0
22	静岡県								
23	愛知県								
24	三重県					7.0E+0	6.5E+1	72.0	72.0
25	滋賀県					1.7E+2	2.4E+3	2,543.2	2,543.2
26	京都府								
27	大阪府		2.2E+1		22.0	2.3E+1	3.7E+0	26.7	48.7
28	兵庫県					1.4E+0	1.3E+1	14.4	14.4
29	奈良県								
30	和歌山県								
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県								
34	広島県								
35	山口県								
36	徳島県						3.2E+1	32.0	32.0
37	香川県								
38	愛媛県								
39	高知県								
40	福岡県								
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県								
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全国			2.2E+1		22.0	2.0E+4	5.0E+3	25,475.9	25,497.9

注1) 農薬は使用先別使用量として別表にも示している。